

飯塚市子ども読書活動推進計画
(改訂版)

飯 塚 市

平成29年3月

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身に着けていく上で欠くことのできないものであります。

近年、携帯電話・スマートフォン等の様々な情報メディアの普及により、子どもたちの生活環境やライフスタイルが急激に変化し、読書離れや活字離れが大きな問題となっています。

国においては、子ども読書活動を社会全体で支援するため、平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組むことになりました。

福岡県においては、平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」を策定し、様々な子ども読書活動の推進に関する事業を展開しています。

飯塚市においても、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、3つの基本方針を掲げ、家庭・地域・学校・行政が一体となって子どもの読書活動を推進し、それぞれの役割を明らかにし、連携・協力を図りながら様々な取組を進めてきたところです。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、効果的な子どもの読書活動を推進するため「飯塚市子ども読書活動推進計画」の改訂を行いました。本計画は、これまでの基本方針を継承しつつ、読書活動を通して読解力や想像力等を身につけ、「かしこく」「やさしく」「たくましい」飯塚市の子どもを育てるための基盤を形成するものとなります。

引き続き、この計画を基に、本市のすべての子どもたちによる読書活動が今後ますます充実したものとなるよう積極的に事業の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂戴いたしました皆様に対し深く感謝いたします。

平成29年3月

飯塚市長 片 峯 誠

目 次

| | |
|--|----|
| 序章 これまでの取り組みの成果と課題(平成23年度～27年度) | 1 |
| 1 5年間の取り組みの成果 | |
| 2 今後の課題 | |
| 第1章 飯塚市「子ども読書活動推進計画」(改訂版)をつくるにあたって | 4 |
| 1 はじめに | 4 |
| (1) 国と県の動向 | |
| (2) 「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義 | |
| 2 計画策定の基本的な考え方 | 5 |
| (1) 計画の位置づけと性格 | |
| (2) 計画の3つの柱 | |
| (3) 計画の期間 | |
| 第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について～実態調査から～ | 7 |
| 1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について | 7 |
| (1) 家庭・地域での現状について | |
| (2) 保育所・認定こども園の現状について | |
| (3) 図書環境について | |
| 2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について | 8 |
| 3 小・中学校の学校図書館の現状について | 10 |
| (1) 小学校の学校図書館の現状について | |
| (2) 中学校の学校図書館の現状について | |
| 4 市立図書館の利用状況について(平成26年度図書館利用統計から) | 11 |
| 5 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から) | 12 |
| 第3章 子どもの読書活動の推進に向けて | 14 |
| 基本方針 I 家庭・地域・保育所・認定こども園等・学校・図書館における子ども読書活動推進 | |
| 1 家庭・地域における読書活動の推進 | 14 |
| (1) 家庭・地域などの役割 | |
| (2) 今後の取り組み | |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 2 保育所・認定こども園における読書活動の推進 | 15 |
| (1) 保育所・認定こども園等の役割 | |
| (2) 今後の取り組み | |
| 3 学校における読書活動の推進 | 15 |
| (1) 学校(小・中学校)での役割 | |
| (2) 今後の取り組み | |
| 4 市立図書館における読書活動の推進 | 17 |
| (1) 市立図書館の役割 | |
| (2) 今後の取り組み | |
| 5 飯塚市子ども読書活動推進計画に向けて(実施体系) | 20 |
| 基本方針Ⅱ 市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力 | 22 |
| 基本方針Ⅲ 子ども読書活動に関する理解のための啓発 | 23 |
| | |
| 第4章 より良い計画推進のために | 24 |
| | |
| ◎ 資料編 | |
| 用語解説 | 25 |
| 関係法令 | 28 |
| アンケート調査 | 31 |
| 小・中学校児童・生徒調査 | 31 |
| 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則 | 38 |
| 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿 | 39 |
| 飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯 | 39 |

序章 これまでの取り組みの成果と課題(平成23年度～27年度)

1 5年間の取り組みの成果

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①ブックスタート事業の充実

穂波・庄内の2会場で実施しています。26年度は絵本を受け取った赤ちゃんは1,155人中1,131人で、実施率は98%です。ボランティアが年間延べ100人以上が参加しており、ボランティア講座も毎年行われています。

また、市報、ホームページ、チラシ配布やポスター掲示等で事業の周知やボランティア募集を行っています。

②お話し会・読み聞かせ事業の充実

全子育て支援センターで読み聞かせが行われています。絵本の貸し出しは3施設から全施設実施と増えています。

児童センターでの読み聞かせも継続して全施設で実施されています。26年度行った飯塚市立図書館5館のお話し会は、158回、1,304人の参加がありました。ブックスタートで図書館利用や絵本の紹介やおはなし会のチラシを配布しています。

③家庭への子ども読書活動の啓発

ブックスタート事業で保護者に絵本を手渡し、子どもと絵本を開く楽しさを伝えています。乳幼児向けのお話し会をフォローアップ事業として実施しています。

(2)保育所・認定こども園における読書活動の推進

①お話し会・読み聞かせの充実

近年、保育所の民間委託や認定こども園への移行に伴い、27年度は保育所は5園、認定こども園は3園となっています。本の読み聞かせや絵本の貸し出しは全施設で実施しており、本の読み聞かせは毎日行っています。

②絵本・読書スペースの充実

図書コーナーは全施設にあります。また、すべての施設において職員間で園内研修や外部研修に参加し、スキルアップに取り組んでいます。

③保護者への子ども読書活動の啓発

園日よりクラスだよりで子どもの好きな本の紹介や読み聞かせの仕方について保護者にお知らせしています。また子どもが選んだ絵本の貸し出しを行い、保護者が家庭で読み聞かせをする活動の推進を行っています。

④お話し会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

お話し会への保護者の積極的な参加を呼びかけ、子どもたちに絵本の楽しさを伝えていくために、読み聞かせやお話し会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動を推進しています。

(3)学校における読書活動の推進

①読書活動の推進

一斉読書活動や図書館だより、資料紹介は小学校・中学校ともに全校で行っています。読み聞かせ・ブックトークは小学校22/22校、中学校6/10校、子ども読書の日関連事業実施は小学校全校で、中学校9/10校、図書館利用については計画的指導が行われています。

②学校図書館の環境整備・充実

子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こせるよう、書架の配置も工夫し、図書館だより等で年齢にあった本の紹介などを行っています。

③図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

全小中学校に各1名の学校司書が配置されています。学校司書の研修を行っています。

④情報化の推進

平成25年度より全小中学校で電算処理ができるようになっていました。

⑤保護者、ボランティアとの連携・協力

読み聞かせ・ブックトーク実施校は、小学校においては23年度10/22校が26年度22/22校に、中学校においては、23年度2/10校が26年度6/10校に増えています。学校司書や教師以外にも保護者やボランティアによる読み聞かせが行われています。26年度のボランティア・保護者の参加は、小学校20/22校、中学校は1/10校です。

⑥市立図書館との連携

図書館見学や職場体験の受け入れを継続して実施しています。26年度は、団体貸出数23校(小学校21校、中学校2校)16,245冊、職場体験は8校、職場見学は12校です。

(4)市立図書館における読書活動の推進

①資料・施設の充実

庄内図書館では調べ学習用の児童書の収集・整備を重点的に行っています。選書にあたっては、常に豊富な資料、情報を維持・提供しています。学校への選書支援リスト、教科書単元学習支援(関連図書のリスト)を継続して配布していきます。

②情報化の推進

市立図書館の5館はシステムで連携しています。各館に利用者検索端末を設置しています。市立図書館のホームページを開設し、情報を提供しています。

③年齢に応じた資料の提供サービスの充実

ホームページに10代向けのコーナーを作り、本の紹介など中高生に向けての情報を掲載しています。

④図書館各種事業の充実

お話し会、読書クイズ大会、スタンプラリー、図書館まつり、工作教室、映写会等の他に24年度から科学イベント(サイエンスモール)を開催しています。

⑤特別な支援を必要とする子どもの支援

市立図書館では点字・拡大・録音資料の収集・提供を行っています。

⑥学校との連携支援

団体貸出や特別貸出の支援をしています。団体貸出は小学校の利用は増えていますが、中学校の利用は少ないです。庄内小学校との連携で図書館を使った調べる学習の支援に取り組んで成果を上げています。

⑦外国語を母国語とする帰国児童生徒等の読書活動支援

図書館のホームページの多言語化を検討しています。

⑧専門的人材の育成・配置

ボランティア養成講座やスキルアップ講座を市立図書館で開催しています。図書館スタッフの研修参加、内部研修を実施しています。

⑨ボランティアとの連携・支援

年4回図書館ボランティアの交流会を開催し、情報交換をおこなっています。近隣市町のブックスタートボランティア交流会も行われています。

2 今後の課題

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①ブックスタート事業やお話し会等を充実させ、子ども読書の大切さを啓発し、読み聞かせなど本に触れる機会が継続的に行われるよう働きかけていきます。

(2)保育所・認定こども園における読書活動の推進

①施設と市立図書館との連携を図り、特別貸出制度の紹介や普及を進め、多くの読み聞かせを実践していきます。

②ボランティアと連携・協力し、読書活動を推進していきます。

③園だよりやクラスだよりで本の紹介等を行い、家庭や親子で読書を親しむ機会が増えるように継続した啓発をしていきます。

(3)学校における読書活動の推進

①学校図書館での書架の配置や資料の充実等整備を推進していきます。

②市立図書館と連携して、団体貸出や特別貸出を活用していきます。

③学年が上がるにつれ不読率が上がっています。年齢にあった本の紹介など子どもが本を選びやすい学校図書館環境の整備を行っています。

(4)市立図書館における読書活動の推進

①市立図書館では、各種事業等を充実して読書活動の推進に繋げていきます。

②ボランティアとの交流を図り、情報交換を行っています

③特別な支援を必要とする子どもの支援を行っています。

第1章 飯塚市「子ども読書活動推進計画」(改訂版)をつくるにあたって

1 はじめに

(1)国と県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念¹⁾が定められ、国や地方公共団体の責務として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進を図ることになりました。国では、平成14年8月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」(第一次)が策定され、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画が策定されています。

(基本理念)¹⁾

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)

県においては、平成16年2月「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。平成13年～21年には、青少年アンビシャス運動において「本のわくわく探検事業」を実施しました。平成22年3月には「福岡県子ども読書推進計画」の(改訂)が行われ、平成23年～25年には、「小学生読書リーダー活動推進事業」を実施し、3年間で県内589校、1,180名の読書リーダーを輩出しました。平成27年からは、「家庭での読書(うちどく)」の推進、中学生読書活動サポーター養成事業を実施しています。

平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」(改訂版)が策定されました。

(2)「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義

現在、子どもたちを取り巻く生活環境・読書環境は大きく変化しています。スマートフォンへの移行がもたらす社会のライフスタイルの変化は著しく、とりわけ読書環境は、平成23年ごろから大きな変化が認められます。急速に普及しているスマートフォンは、全世代において余暇の利用にも大きな変化をもたらし、これまで身近な存在であった「お気に入りの本」にとってかわろうとしています。子どもたちへの影響はさらに大きく、その利用の低年齢化が活字離れ、読書意識の低下を助長することが危惧されます。(総務省の統計データ「平成27年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」他)

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く充実させ、「生きる力」を身につけていくうえできわめて重要なものです。読書することにより、子どもは今までとはまた異なる広い世界を知り、新たな発見や感動、自分なりの考えを持つということを体験していきます。そして、その体験によって、子どもは視野を広げ、柔軟かつ偏向のない自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

本市では、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域などで子どもがそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境づくりを進めてきました。この計画の基本目標を継承し、当初計画の成果や課題を検証し計画の改訂を実施することになりました。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけと性格

子どもの読書活動の推進は、単に施設を充実する、人を増やすといった観点ではなく、「子どもの読書環境」の充実・強化にむけ、子どもの成長段階に応じた目標を示し、長期的、計画的に取り組むことが必要です。読書は飯塚市学校教育プランに示す「かしこく」「やさしく」「たくましい」飯塚市の子どもを育てるための基盤を形成するものとなります。「学校」や「図書館」あるいは「子育て支援部署」だけが単独で担うという認識ではなく、各部署が読書や子育てに関わるボランティアや地域活動とも連携し、家庭・地域・学校等の市全体的な子ども読書活動の充実・強化に取り組まなければなりません。この計画は、本市が「子どもの読書活動」を推進していくうえで基本となる考え方や方向性を示すものです。また、第1次飯塚市総合計画(平成19年9月)で示されている「就学前教育を含む教育環境の整備や充実」「地域の子どもは地域で守り育てていくという意識の形成と豊かな心を育む教育の推進」などの施策方針や、飯塚市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)の基本的視点に沿って取り組みます。

(2) 計画の3つの柱

飯塚市では子ども読書活動推進のため、次の3つの基本方針を掲げ、取り組みます。

(3つの基本方針)

- 1 家庭・地域・保育所(園)・認定こども園等・学校・図書館における子どもの読書活動の推進
- 2 市立図書館及び学校図書館、ボランティアとの連携・協力
- 3 子ども読書活動に関する理解のための啓発

子ども読書活動を推進していくうえで重要なことは子どもが読書を好きになることです。読書好きの子どもを育てるには、発達段階に応じた適切な本との出会いが不可欠であり、優良な本との出会いは子どもたちの読書意欲を湧かせます。子どもが「いつでも」「どこでも」本に接することができ、子どもに本を手渡す人がいる環境や、子どもが自主的に

読書活動に取り組むことができるよう、あらゆる場所においても読書環境の整備に努めます。

(3)計画の期間

「飯塚市子ども読書活動推進計画」の期間は平成29年度から5年間の基本方向を示すものです。市内における取り組み・事業内容については、子どもの読書をめぐる状況を踏まえて、必要に応じて見直していきます。

| 平成 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 | 33年 | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 推進 計画 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について

～実態調査から～

1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について

(1) 家庭・地域での現状について

飯塚市では平成20年8月から4ヵ月 児検診の場を利用して、赤ちゃんとその保護者に本を読む楽しさや本を通して親子でふれあうきっかけづくりのために本を手渡す「ブックスタート^{※1}」を行っています。平成27年3月までに、これまで8,598人(96.4%【対象者8,916人】)の赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡してきました。これは飯塚市立図書館とブックスタートボランティア、また保健センターの協力により実施しています。ブックスタートでは、たくさんのお子さんに絵本を配ることができ、一人ずつボランティアが丁寧に対応して絵本の良さを伝えています。ブックスタートの初回にかかわった赤ちゃんがもう小学生になりました。

しかし、ブックスタートの目的が徐々に広がっている一方で年齢が上がると本を読まない子どもが増えています。家庭や親子で読書に親しむ機会が増えるような啓発の工夫が課題です。

市内5ヵ所にある子育て中の家庭を支援する施設「子育て支援センター」では、全ての施設で絵本や紙芝居などの読み聞かせ^{※2} 及び保護者への絵本の貸し出しを行っています。一部では読み聞かせなどのボランティアの参加もみられます。絵本の蔵書数も200～500冊と増加しています。市立図書館の特別貸出^{※3} を利用するなど絵本を使った子育て支援を継続して行っています。子育て支援センターには親子で来所されることが多いため、保護者に絵本の大切さを伝える機会も多いと思われます。

(2) 保育所・認定こども園の現状について

就学前の子どもの読書環境についての様子を把握するため、施設での調査を行いました。

市立保育所や認定こども園では全部の施設で絵本や紙芝居などの読み聞かせが毎日行われています。また、全ての施設で保護者に対する絵本の貸し出しも行っています。絵本の貸し出し時に、施設によって名称は異なりますが、「絵本ノート」など子どものつぶやきや感想を保護者に記入してもらいなど、保護者とのコミュニケーションを図りながら、家庭での読書活動を推進する取り組みやおたよりなどで絵本の紹介などをする取り組みを継続して行っています。また、お話し会などを通して絵本の大切さを保護者に伝えています。読み聞かせボランティアが4施設で読み聞かせに参加しています。

(3) 図書環境について

認定こども園・保育所・子育て支援センター(5ヵ所、うち委託4ヵ所)では、絵本などの読み聞かせが毎日行われ、絵本の大切さを伝える取り組みが行われています。各施設での絵本の蔵書数については、1000冊以上の施設が5ヵ所、500冊以上が2ヵ所、500冊未満が6ヵ所となっています。

また、市立図書館からの特別貸出を12施設が利用しています。

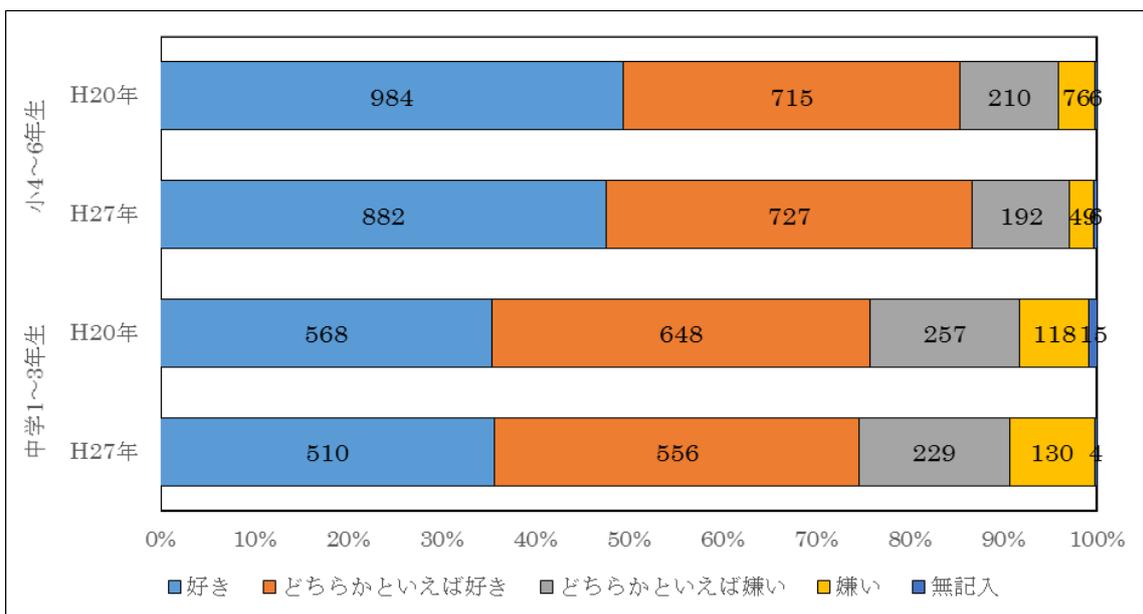
2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について

小・中学校児童・生徒の読書の様子を把握するため、飯塚市では平成28年1月に市立小学校22校中10校(対象児童数4年生～6年生の1,864人)、同中学校10校中6校(全学年対象1,456人)の読書調査を実施しました。

その中で「本を読むのが好き」もしくは「どちらかという好き」と答えた小学生が前回調査の平成20年では85.3%に対し、今回は86.3%、中学生は前回75.7%が73.2%となりましたが、平均しても80.5%と前回同様高い数値を示しています。

平成23年ごろから携帯電話・スマートフォンが普及し、余暇の利用がいままで読書であったものが携帯電話・スマートフォンに変わってきています。また子どもを取り巻く環境も変化しています。

【質問】あなたは、本を読むのは好きですか。



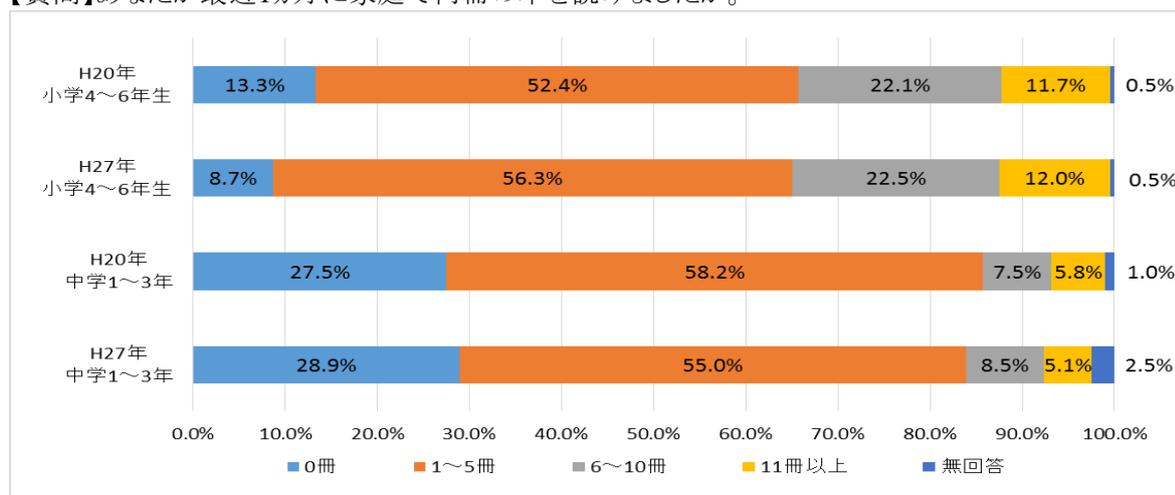
また、「あなたは最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。」という質問には、小学生で「1～5冊」が前回調査の平成20年では52.4%に対し、今回は56.3%、次に「6～10冊」が前回22.1%に対し、今回22.5%、「11冊以上」も前回11.7%に対し、今回12%となっています。わずかに増加していますが、「0冊」が8.7%あり、本を「読まない」小学生も前回調査より減ったもののまだまだ読まない小学生がいることがうかがえます。

中学生の傾向は「1～5冊」が前回調査では58.2%に対し、今回55.0%と小学生より減少していますが、「6～10冊」は前回7.5%に対し、今回8.5%とわずかに増加しています。「11冊以上」は前回6.8%に対し、今回6.1%と減少し、一方「0冊」は前回27.5%に対し、今回28.9%と小学生の3倍以上となっています。中学生になると読書量の減少や本を読まない中学生の増加傾向がうかがえます。

毎年、実施されている学校読書調査^{※4}(2015年6月)の全国値と比較すると、市内児童・生徒の1ヵ月の平均読書冊数は、小学生が6.0冊(全国値11.2冊)、中学生で3.1冊(同4.0冊)となり、学年(学種)が上がるにつれて減少する傾向にあり、全国の状況とほぼ同じです。ただ、中学生の読書量は全国比でやや下回る程度ですが、小学生では約半分になっています。また、「小・中学校児童・生徒調査」でみる市内児童・生徒の不読者の割合でも、小学生で8.8%(全国値4.8%)、中学生29.5%

(同13.4%)となり、小・中学生ともに全国平均のほぼ2倍になっています。

【質問】あなたが最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。



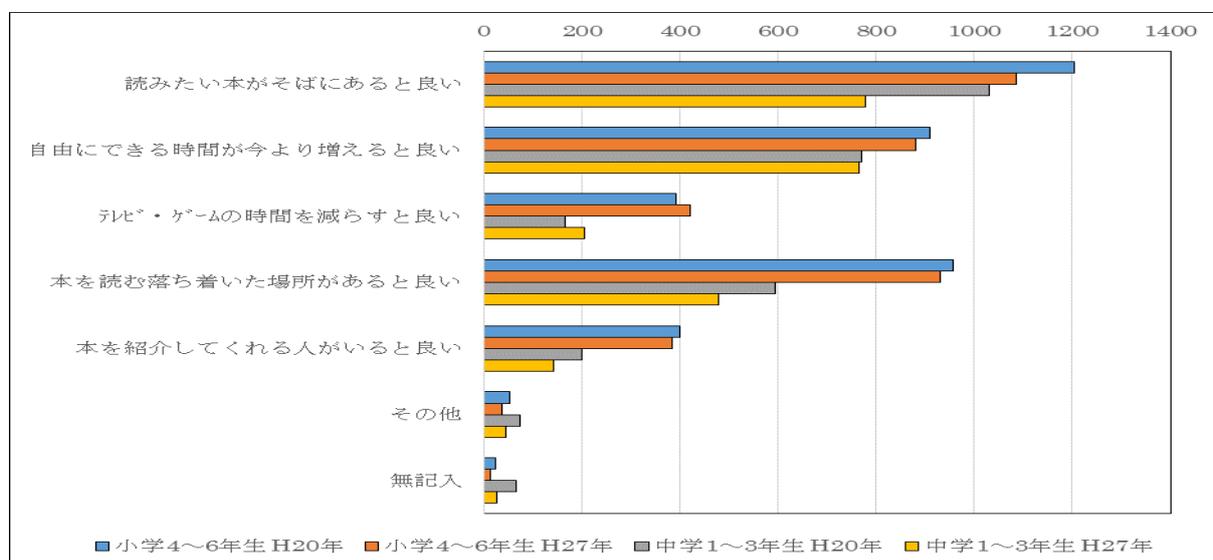
「あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。」という問いでは、小学生は「読みたい本がそばにあると良い」が最も多く、次に「本を読む落ち着いた場所があると良い」、「自由にできる時間が今より増えると良い」、「本を紹介してくれる人がいると良い」など家庭・学校・地域での読書環境の充実を期待する傾向が強いです。また、「テレビ・ゲームの時間を減らすと良い」と考える小学生もいるようです。

中学生でも「読みたい本がそばにあると良い」が最も多い、小学生と同様の結果ですが、「自由時間が今より増えると良い」が2番目に多く、読書に限らず自由に好きなことができる時間的な余裕が少ないと考えている中学生が多いと思われます。

平成26年度に中学校の生徒会が携帯・スマホに頼った生活がおかしいのではないかと気づいて、市内10校の生徒会が集まって携帯・スマホ宣言というのを作って自分たちで自主的なルールを作っています。PTA連合会でも携帯・スマホの親としての宣言を出しています。

このようなことから本の紹介の仕方(現行のポップやブックトーク)の充実や図書館だけでなく、学校や家庭のノーTV・ゲームの日等の働きかけをしたり、読書環境の整備が望まれます。

【質問】あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。(複数回答)



3 小・中学校の学校図書館の現状について

学校図書館の現状を把握するため、平成28年1月にすべての市立小学校(22校)と中学校(12校)の図書館調査を実施しました。

(1)小学校の学校図書館の現状について

全ての小学校に学校司書^{**5}が配置されております。全ての市立小学校の学校図書館は毎日開館しています。図書館活動としては、全ての小学校で図書館だよりを発行しており、図書資料の紹介も継続して行っています。

小学校で実施されている読書活動としては、頻度は異なりますが全ての小学校で一斉読書を行っており、学校司書や教員、もしくはPTAやボランティアによる、「読み聞かせ」や「ブックトーク^{**6}」が行われています。また読書週間^{**7}・子ども読書の日^{**8}にちなんだ読書啓発や、図書館まつり、図書委員会活動、朝の読書時間など、子どもの読書活動が継続して行われています。

また、学校図書館の利用等の計画指導や、教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が継続して行われています。

施設一体型の小中一貫校では中学校の図書委員による小学生への読み聞かせ活動なども行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行った平成27年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立小学校のうち学校図書館図書標準^{**9}の充足率(各学校における学校図書館図書基準に基づく蔵書冊数の達成割合)を充たしている学校は22校中11校(50.0%)で、全国平均の60.3%、福岡県平均の65.3%と比べると低い状況にあります。しかし、学校図書館図書標準を充たしていない学校もありますが少しずつ改善しています。

【小学校図書館調査による主な活動】

- 図書館だより(月刊19校、学期刊2校、旬刊1校)
- 図書館資料紹介(随時11校、定期的11校)
- 読み聞かせ・ブックトーク(実施22校、未実施無し)
担当者(学校司書19校、教職員6校、図書委員1校、ボランティア6校、保護者・PTA5校)【複数回答】
- 一斉読書活動(実施22校)
回数(毎日14校、週1回4校、週2回2校、週3・週4が各1校)
- 学校図書館の地域開放(1校)

(2)中学校の学校図書館の現状について

中学校でも同様に、全ての市立中学校に学校司書が配置されており、毎日図書館を開館しています。また、全校で終日開館され、利用環境が改善しています。図書館活動としては図書館だより

の発行、図書資料の紹介が全校で行われています。

学校図書館の読書活動としては「全校」、「特定の学年」の違いはありますが、一斉読書活動は全ての中学校で行われています。また、朝の読書時間や、子ども読書の日になんだ読書啓発や、図書館まつり、文化祭での図書紹介など継続して取り組み、学校司書・ボランティア等による読み聞かせについては6/10校の実施となり、前回より2校増えています。中学生による小学校への読み聞かせ活動なども取り組まれています。

小学校同様、学校図書館の利用等の計画指導や教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が継続して行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行なった平成27年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立中学校のうち学校図書館図書標準の充足率を充たしている学校はわずか10校中2校(20.0%)で、全国平均が50.0%、福岡県平均が59.8%と中学校において低い状況が伺えます。しかし、学校図書館図書標準を充たしていない学校もありますが、少しずつ改善しています。

【中学校図書館調査による主な活動】

- 図書館だより(月刊9校、旬刊1校)
- 図書館資料紹介(随時4校、定期的6校)
- 読み聞かせ・ブックトーク(実施6校、未実施4校)
担当者(学校司書5校、ボランティア1校、図書委員2校)【複数回答】
- 一斉読書活動(全校一斉で実施10校)
回数(毎日9校、読書週間1校)
- 学校図書館の地域開放(0校)

4 市立図書館の利用状況について(平成26年度図書館利用者統計から)

市立図書館の利用状況を見てみますと、年齢別登録者数では、18歳以上の大人も含めた全体の51,187人からみると、小学生にあたる「7～12歳」が8.3%、次に中学生にあたる「13～15歳」が4.8%、高校生にあたる「16～18歳」が4.7%、「6歳以下」が2.7%の順となり、全体に占める子どもの登録者数は20.6%となります。

しかし、1年間に実際に本を借りた利用者数、貸出冊数では、小学生にあたる「7～12歳」が10.5%程度、次が「6歳以下」となり4.5%程度、次に中学生となり「13～15歳」で1.5%程度、「16～18歳」が0.9%となり、全体では20%程度となっています。また利用者数、貸出冊数では中学生、高校生の利用が激減し、年齢層が上がるにつれ、図書館離れが顕著に現れています。

ただ、「6歳以下」の登録者や貸出冊数が増加していることについては、ブックスタート事業や、子育て支援施設等の読み聞かせなどの影響が良い効果となっていると考えられます。

【平成26年度図書館利用者統計より】

| 区分 | 全体(人) | | | | | 合 計 |
|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-----------------|--------------------|
| | うち0～6歳 | うち7～12歳 | うち13～15歳 | うち16～18歳 | | |
| 登録者数 | 51,187 (100%) | 1,386 (2.7%) | 4,254 (8.3%) | 2,467 (4.8%) | 2,426 (4.7%) | 10,533 (20.6%) |
| 利用者数 | 165,352 (100%) | 7,519 (4.5%) | 17,441 (10.5%) | 2,492 (1.5%) | 1,547 (0.9%) | 28,999 (17.5%) |
| 貸出冊数 | 668,042 (100%) | 43,972 (6.6%) | 81,712 (12.2%) | 11,608 (1.7%) | 5,190 (0.8%) | 142,482 (21.3%) |

5 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から)

平成26年度の飯塚市における事業実施状況について、市内公立の小・中学校、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童センター(館)、保健センター、市立図書館から回答を得ています。事業名称に差異はありますが、すべての施設で何らかの事業が実施されています。

【飯塚市の事業実施状況】

| 実施事業 | 主な開催場所 |
|----------------------|--------------|
| 市内公立小学校(22校) | |
| 読み聞かせ・ブックトーク | 市内各小学校 全校 |
| 子ども読書の日(読書週間)関連事業 | 〃 全校 |
| 図書館見学 | 〃 8/22 |
| 図書館(読書)まつり | 〃 12/22 |
| 一斉読書の時間 | 〃 20/22 |
| 図書館だより | 〃 全校 |
| 新入生オリエンテーション | 〃 21/22 |
| 市内公立中学校(10校) | |
| 読み聞かせ・ブックトーク | 市内各 中学校 6/10 |
| 子ども読書の日(読書週間)関連事業 | 〃 9/10 |
| 図書館(読書)まつり | 〃 5/10 |
| 一斉読書の時間 | 〃 全校 |
| 図書館だより | 〃 全校 |
| 新入生オリエンテーション | 〃 全校 |
| 市内公立保育所(5保育所) | |
| お話し会・読み聞かせ | 全保育所 |
| 保護者への絵本の貸し出し | 全保育所 |
| おたより | 全保育所 |

| | |
|--|--|
| 認定こども園(3園) | |
| お話し会・読み聞かせ 保護者への絵本の貸し出し おたより | 全認定こども園 全認定こども園 全認定こども園 |
| 子育て支援センター(5カ所) | |
| お話し会・読み聞かせ 保護者への絵本の貸し出し | 全センター 全センター |
| 児童センター(館)(20カ所) | |
| 読み聞かせ | 全施設 |
| 公立図書館(5館) | |
| お話し会 ブックスタート 子育て支援講座 子どもの読書の日(読書週間)関連事業 ・子ども読書クイズ大会 ・夏休み子ども読書スタンプラリー※10 図書館まつり・読書まつり・クリスマス会 布の絵本・おもちゃ製作講座 工作教室 上映(映写)会 小中学校への団体貸出・特別貸出 一日図書館職員体験学習 図書館を使った調べる学習コンクール参加 | 全図書館 市内2カ所の4ヵ月検診会場(庄内・穂波) 全図書館 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (団体貸出は飯塚館のみ) 飯塚・ちくほ・庄内・穂波図書館 庄内図書館 |

第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

【基本方針 I】 家庭・地域・保育所(園)・認定こども園等・学校・図書館における 子どもの読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭・地域等の役割

多くの家庭では核家族化が進み、親の子育てに対する考え方も多様で、子どものおかれている家庭環境は様々です。完全学校週 5 日制となっても、子どもたちは習い事や塾、ゲーム等の遊びなどに費やす時間が多く、親が子どもとともに過ごす時間も少なくなり、家庭でゆっくりと読書を楽しむ時間は減っていると言われていますが、家庭では子どもが本に親しむ機会(ノーTV・ゲームの日等)をつくり、成長段階に合わせた本を楽しみ、読書する子どもを温かく見守ることが大切です。大人が子どもと一緒に読書することを通して、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが、家庭の極めて重要な役割です。

とくに乳幼児は自分の耳で周りの音や人の声を聴き、言葉を覚え、話をし、豊かな感性と個性を育てていきます。その時期から、家庭で読書の楽しさを味わった子どもたちは、お話の楽しさを味わうために自らすすんで読書をするようになるといいます。

(2) 今後の取り組み

①ブックスタート事業の充実

本市では、平成 20 年 8 月から 4 ヶ月児健診の場を活用し、絵本を贈る「ブックスタート」を実施し、図書館司書やボランティアが赤ちゃんと本を開く時間の楽しさや大切さについてアドバイスを添えて本を手渡しています。今後もブックスタートを継続し、また本を手渡すボランティアの養成にも努めます。併せて、市民へのブックスタートの周知を行い、市全体としてブックスタートへの関心をさらに高めていきます。また、読書に対する興味や関心をブックスタート事業が小中学生の読書へとどう繋げていくかというのは課題です。

②お話し会・読み聞かせ事業の充実

各地域においては、子育て支援センターや児童センター(館)などにおいて、親子で参加できる「お話し会」「読み聞かせ」が定例的に開催されています。今後もこれを継続し、早い時期から本に対する興味や関心を引き出すよう事業の充実に継続して取り組みます。

③家庭への子ども読書活動の啓発

子ども読書の大切さを啓発し、保護者への読書相談や、絵本の紹介や貸し出しを行うなど、家庭においても読み聞かせが継続的に行われるよう働きかけていきます。

また、読書を生活の中に取り入れた生活習慣の一部となるよう情報を届けます。

2 保育所(園)・認定こども園等における読書活動の推進

(1)保育所・認定こども園等の役割

保育所や認定こども園などでの読書活動については、「保育所保育指針」及び「認定こども園教育・保育要領」の中で幼児期の読書活動の大切さが指摘されています。

幼児期はたくさんの言葉を覚える時期であり、この時期に絵本に何回となく触れ、絵本の読み聞かせを楽しむことで、豊かな想像力が育まれます。そのため、保育所・認定こども園での絵本の読み聞かせはもとより、家庭との連携で保護者へ絵本の大切さや楽しさを伝え、親子のコミュニケーションや共感を深める機会として、読み聞かせを推進していくことが保育所・認定こども園の重要な役割となります。

(2)今後の取り組み

①お話し会・読み聞かせの充実

すべての保育所・認定こども園で行っている「お話し会」「読み聞かせ」を今後も推進し、子どもたちに絵本の楽しさを伝えていきます。また、保護者には「絵本の貸し出し」や「絵本・児童書の紹介」などを通じて、家庭での読み聞かせの普及を推進します。

②絵本・読書スペースの充実

絵本の貸し出しのため、絵本の充実や親子で楽しめる図書スペースの確保に努めます。また、読み聞かせの技術や保護者からの読書相談に対応できるよう保育士、保育教諭の研修など、スキルアップにて継続し取り組みます。

③保護者への子ども読書活動の啓発

保育所や認定こども園での取り組みと併せて、保護者へ「子ども読書活動」の重要性について周知を行い、家庭や親子で読書を楽しむ機会が増えるよう啓発していきます。

④お話し会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

絵本の読み聞かせや読み語りをする者が、大好きな人であればあるほど、子どもの心に響くものです。子どもと一緒に読み聞かせを体験することは、保護者にとって読み聞かせの技術を習得する機会にもなるため、保護者の積極的なお話し会等への参加を呼びかけます。また、子どもたちの心をひきつけ、絵本の楽しさを伝えていくために、さまざまな手法で読み聞かせやお話し会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動をさらに推進します。

3 学校における読書活動の推進

(1)学校(小学校・中学校)での役割

学校は子どもたちにとって一日の半分以上を過ごす、きわめて意味深い時間と空間です。子どもの発達段階に応じて、その時期にこそ楽しむことのできる図書資料を用意し、十分に読み味わう活動に導くよう、読書指導、学校図書館の運営が必要です。それを支える専門的知識をもった人材を配置し、子どもたちの読書活動への関心を高めていくことが学校の役割です。

(2)今後の取り組み

①読書活動の推進

現在、全校で実施している一斉読書活動を今後も継続し、子どもたちに本を読む機会を与え、読書の楽しさを伝えていきます。また、読み聞かせやブックトークなど読書関連事業の実施や、図書館だよりや本の紹介などを行い、学校図書館利用の計画的指導を行っていきます。

②学校図書館の整備・充実

平成 27 年度、市内小・中学校において「学校図書標準」を充たしている学校は、先述の「学校図書館の現状に関する調査」によると、小学校は 11 校、中学校でも 2 校です。また、現在各学校の蔵書を見ると、非常に古い物、傷んだ物も多く含んでおり、子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。学校図書館においては、子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こせるよう、図書資料を充実させ、書架の配置にも工夫を凝らし、年齢にあった本の紹介など、子どもが本を選びやすい図書館環境の整備も行っています。

また各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等においても多様な教育活動を展開していくため、現在、実施されている市立図書館の学校への団体貸出^{*11}、特別貸出、県立図書館の「学校貸出図書セット^{*12}」の利用を推進し、資料の充実を図ります。

③図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

学校図書館の運営にあたっては司書教諭や学校司書が中心となり運営しています。

司書教諭や学校司書が、学校図書館資料の選択・収集・提供や「子どもの読書活動」に対する指導を行うため、十分な役割が果たせるように校長のリーダーシップのもと、教職員間の協力体制を確立するなどの工夫が必要です。また、学校司書の配置を推進・継続し、司書の研修を行い、人材育成に取り組めます。

④情報化の推進

平成 20 年度において貸出・返却を電算処理している学校図書館は、小学校 1 校、中学校 2 校でしたが、現在は全ての小中学校が電算化されています。

今後は、調べ学習^{*13} や市立図書館への蔵書情報にアクセス出来るインターネット端末を配置するなどの環境整備が課題です。

⑤保護者、ボランティアとの連携・協力

平成 26 年度において読書活動の推進にあたりボランティア等の協力を得ている学校は、「学校図書館調査」によると、保護者・PTA によるものを含め「読み聞かせ・ブックトーク」で、小学校 22/22 校、中学校 6/10 校です。しかし、同調査の「読書活動」の内容に関する設問(複数選択)では、「ボランティア等による読み聞かせ」が小学校で 20/22 校となり、これは通常、教諭等が行っている読書活動に、一部でボランティアの協力・参加があったものを含んでいると考えられます。

学校と保護者、図書館ボランティアと連携し、また中央公民館の“いづか生涯学習ボランティアネットワーク事業^{*14}”など、さまざまな人材の参加を求め、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリー

テリング^{※15} など子どもの本への興味を引き出すような工夫や、学校図書館に関する広報活動等を充実させていくことが必要です。

⑥市立図書館との連携

平成 26 年度において市立図書館との連携(図書館資料の団体貸出)を利用している学校は大幅に増加し、小学校で 21/22 校、中学校は 2/10 校となり、中学校利用校の拡大が課題といえます。学校図書館の図書の整備が十分でない現状では、今後とも市立図書館との連携、団体貸出・特別貸出の活用、情報交換が必要といえます。

4 市立図書館における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は子どもに限らず、すべての市民に必要な資料、情報を保管し、提供する施設です。市立図書館は学校図書館とともに、子どもにとって読書に関する最も身近な施設であり、地域の情報拠点として「子どもの読書」推進の中核的な役目を担っています。市立図書館のもつ、その豊富な資料と図書館司書のレファレンスサービス^{※16}の機能を活かし、学校図書館や保育所・認定こども園など、その他さまざまな施設をサポートする役割を担っています。

(2) 今後の取り組み

①資料・施設の充実

市立図書館では、図書館司書が各分野において、なるべく子どもの年代や、読書経験に応じた本の収集・整備に努めるとともに、長年にわたり子どもたちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子どもの興味・関心に応える本、調べ学習に役立つ本などの収集・整備に努めています。特に児童サービスの専門知識を持つ司書が選書^{※17}に携わり、常に豊富な資料、情報を維持・提供していくことが重要になってきます。

また、館内における子どもの専用空間や専用コーナーの確保、子どもが見て分かりやすい掲示など工夫に努めていますが、同一フロア内に一般の利用者もあることから、子どもの声を気にする方も多く、保護者が乳幼児と一緒にでも気がねなく、利用しやすい環境の整備が必要です。

②情報化の推進

図書館の蔵書情報については、市内の図書館全ての蔵書情報が検索でき、システムの操作方法は、子どもでも見たい本がすぐに探せるよう簡単になっています。検索システムを活用し、子どもたちが自分で本を探す楽しさを覚え、読書意欲の増加につながるよう図ります。

また、読書活動や調べ学習のサポートの一環として、インターネット用パソコンの配置のほか、子ども向け百科事典ソフトなどのデータベース導入もしています。

今後は、データベースの使い方の周知をするなど、利活用の向上を図ります。

③図書館を使った調べる学習サポート

「生きる力」を育むために、市立図書館では調べ学習をサポートしています。ルールやマナーを含む図書館の使い方の基礎を知ることから始め、図書館の仕組みを学び司書を使ったレファレン

サービスを利用することを教えています。今後は学校や学校図書館と連携し、調べ学習をサポートすることにより、子どもたちが自ら学ぶ力を身につけるサポートをします。平成 25 年度から庄内小学校と図書館が連携し、調べ学習の支援に取り組んでいます。27 年度は図書館を使った調べる学習コンクールで庄内小学校 5 年生 5 人が入賞しました。今後も本と子どもたちをつなぐという図書館本来の役割を強化していきます。

④年齢に応じた資料の提供サービスの充実

子どもの年代(乳児、幼児、少年)に留意し、乳幼児とその保護者を対象とした「絵本コーナー」や「お話し会」など、小学生の興味や好奇心に応える「読み物や書架配列、各種コーナー」、中学生や高校生の興味・関心に合った「ティーンズ(ヤングアダルト^{※18})コーナー」を設置しています。また、市立図書館のホームページにティーンズ向けのサイトも立ち上げ、情報を提供しています。今後は子どもや保護者に対して、年齢に応じた資料を提供するとともに、特に未読率の高い中・高生に対しても、本や読書に関する案内や助言を積極的に行い、インターネットも活用しながら地域の読書活動に関する情報提供を行う必要があります。

⑤図書館での各種行事の充実

市立図書館では、従来から子どもを対象とする各種事業(行事)を展開しており、「子どもの読書活動」推進については実績があります。ブックスタート・子育て支援講座(乳幼児と保護者対象)、お話し会・簡単工作教室・図書館まつり(幼児・小学校低学年対象)、一日図書館職員体験学習(小学3年生対象)、子ども読書クイズ大会(小・中学生対象)、サイエンスモール(幼児から一般対象)など、事業内容や対象者も多種多様で、「ブックスタート」や「お話し会」などでは多くのボランティアが活躍しています。特にサイエンスモールは、「科学広場」「理科読」「リフレッシュ理科教室」の3つからなり、大学、大学生、企業と一緒に取り組んでいます。入場者は、3,000 人を超えています。

今後の課題としては、ボランティアの参加拡大や催物の工夫、事業の周知・広報活動による参加者増などがあげられ、継続した子どもの読書活動の推進につながるよう取り組みます。

⑥特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

特別な支援を必要とする子どもを対象とした読書環境の取り組みについては、あまり進んでいません。子どもが置かれている状況に応じた読書活動の工夫等について、市内特別支援学級担任へのアンケート実施により求められる資料やサービスの一端を把握しました。今後も連携することによりそのノウハウを蓄積し、特別な支援を必要とする子どもへのサービスの充実を図ります。

また、点字資料、拡大図書、録音資料、デージー、マルチメディアデージー、電子書籍等病状や身体の状況に応じた資料の収集・提供に取り組めます。

⑦学校との連携・支援

学校との連携では、従来から、学校図書館の資料を補完することを目的とした「団体貸出」、調べ学習等の教材提供・補完を目的とした「特別貸出」のほか、学校行事のため「お話し会備品」の特別貸出などを実施するとともに、学校教育の一環で実施される図書館見学や職場体験・インターンシップ^{※19} など校外学習についても積極的に受け入れ、子どもの図書館利用の促進に取り組

んでいます。併せて、学校図書館司書部会や校長会での説明・協力依頼等を行い、すべての小・中学校へ、市立図書館の学校連携事業の利用・参加促進を図っています。

今後は、市立図書館と学校の間で、読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言等の体制づくりに取り組み、学校の期待に応えるよう努めます。そのためには、司書教諭・学校司書等との定期的な連絡協議の機会を持つことが必要です。また、学校での読書活動や学校図書館の活動に役立つ情報の発信に努めるとともに、学校司書をはじめ学校の希望を取り入れ、従来から実施している「団体貸出」、「特別貸出」の利用拡大にむけ専用資料の充実を図ります。

⑧外国語を母語とする子ども、帰国児童生徒の読書活動の支援

外国語を母語^{*20}とする子ども、帰国児童・生徒の読書活動を支援するため環境整備が必要です。すべての子どもたちに読書活動を推進するため、地域の実情に応じ、外国語資料の収集・提供、外国語による「読み聞かせ」など、読書機会を提供することが必要となってきます。現在実施している「英語のお話し会」を継続し、また、市立図書館のサービスについて、関係機関を通じて情報提供していくことも大切であり、市立図書館として積極的な情報収集と情報提供に取り組まします。

⑨専門的人材の育成・配置

市立図書館の司書は、様々な研修を受け、スキルアップに努めています。子ども読書推進には児童・青少年対象の資料や子どもの読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成・配置することが必要です。今後は、図書館司書においても子ども読書に精通した専門的人材の育成に取り組み、また、同様に学校図書館の司書教諭、学校司書、ボランティア等の育成にも支援や情報提供を行います。

⑩ボランティアとの連携・支援

現在、図書館が行っているブックスタートやお話し会では、図書館ボランティアの協力により成り立っています。市内の各図書館でボランティア団体が活動しており、定期的に活動が行われています。市立図書館では、ボランティアの研修会や交流会を行い、それぞれのスキルアップを支援していきます。また広報や養成講座等を行い、新規のボランティア登録者の増加にも取り組みます。

今後は、さらに多彩なボランティア活動を行うための機会や場所の提供を行います。

5 飯塚市子ども読書活動推進計画の推進に向けて（実施体系）

飯塚市では、以下の目標をもって、子ども読書活動を推進していきます。

| 番号 | 項目 (内容) | 実施区分 | 行政の担当・主管課 | | | | ボランティアとの 連携・協力状況 |
|-----------------------------------|---|------|---|----------------------|----------------|----------------|---------------------|
| | | | 子育て支援課 (保育所・認定こども園 ・児童センター・子育て 支援センター) | 健康・スポーツ課 (保健センター) | 学校教育課 教育総務課 | 生涯学習課 (図書館) | |
| 1 家庭・地域における読書活動の推進 | | | | | | | |
| 1 | ブックスタート事業の充実(乳幼児健診時の場の活用・ボランティアの養成) | 継続 | | ○ | | ○ | ○ |
| 2 | 市民へのブックスタートの周知 (市報・ホームページによる広報) | 拡充 | | ○ | | ○ | |
| 3 | お話し会・読み聞かせ事業の充実 (各施設での実施、スペースの確保) | 拡充 | ○ | | | ○ | ○ |
| 4 | 読書相談、絵本の紹介・貸し出しの充実 (家庭での読み聞かせ普及のための資料提供) | 拡充 | ○ | | | ○ | |
| 5 | 家庭への子ども読書活動の啓発 (子ども読書の重要性を周知) | 継続 | ○ | | | ○ | |
| 2 保育所(園)・認定こども園における読書活動の推進 | | | | | | | |
| 6 | お話し会・読み聞かせの充実 (各施設で実施、スペースの確保) | 継続 | ○ | | ○ | | ○ |
| 7 | 保護者への絵本の貸し出し・紹介(家庭での読み聞かせ普及のための資料提供) | 拡充 | ○ | | ○ | | |
| 8 | 絵本・読書スペースの充実 | 拡充 | ○ | | ○ | | |
| 9 | 保育士、幼稚園教諭等の研修 (読み聞かせの技術の習得など) | 拡充 | ○ | | ○ | | |
| 10 | 保護者への子ども読書活動の啓発 | 継続 | ○ | | ○ | | |
| 11 | 保護者の参加・ボランティアとの連携・協力 | 拡充 | ○ | | ○ | | ○ |
| 3 学校における読書活動の推進 | | | | | | | |
| 12 | 一斉読書活動の充実 (全校実施、全学年での実施) | 継続 | | | ○ | | ○ |
| 13 | 読書指導計画の策定(図書館利用の計画的指導、読書週間等関連事業の実施) | 継続 | | | ○ | | |

| 番号 | 項目 (内容) | 実施区分 | 行政の担当・主管課 | | | | ボランティアとの 連携・協力状況 |
|------------------------------|---|------|---|----------------------|----------------|----------------|---------------------|
| | | | 子育て支援課 (保育所・認定こども園 ・児童センター・子育て 支援センター) | 健康・スポーツ課 (保健センター) | 学校教育課 教育総務課 | 生涯学習課 (図書館) | |
| 3 学校における読書活動の推進 (つづき) | | | | | | | |
| 14 | 学校図書館の環境整備・充実 (学校図書館図書基準の達成) | 拡充 | | | ○ | | |
| 15 | 図書館運営の向上(教職員間の連携) | 拡充 | | | ○ | | |
| 16 | 学校司書の配置(学校司書の全校配置、 司書の人材育成) | 継続 | | | ○ | | |
| 17 | 司書教諭等の研修・研究等の実施 | 継続 | | | ○ | ○ | |
| 18 | 学校図書館の蔵書データベース化 | 拡充 | | | ○ | | |
| 19 | 保護者、ボランティアとの連携・協力 | 拡充 | | | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 市立図書館との連携 (団体貸出、特別貸出、図書館見学等) | 拡充 | | | ○ | ○ | ○ |
| 4 公立図書館における読書活動の推進 | | | | | | | |
| 21 | 資料・施設の充実 | 継続 | | | | ○ | |
| 22 | 情報化の推進 | 継続 | | | | ○ | |
| 23 | 年齢に応じた資料の提供サービスの充実 | 継続 | | | | ○ | |
| 24 | 図書館事業各種事業の充実(お話し会、 図書館まつり等での読書機会の提供) | 継続 | | | | ○ | ○ |
| 25 | 特別な支援を必要とする子どもの支援 | 継続 | | | ○ | ○ | |
| 26 | 学校との連携・支援 (団体貸出、司書等への指導・協力) | 継続 | | | ○ | ○ | |
| 27 | 帰国児童生徒等の読書活動支援 | 継続 | | | | ○ | |
| 28 | 専門的人材の育成・配置 (図書館司書の育成) | 拡充 | | | ○ | ○ | ○ |
| 29 | ボランティアとの連携・支援(ブックスタート、 お話し会での協力・ボランティアの研修) | 拡充 | | | | ○ | ○ |

【基本方針Ⅱ】市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力

子ども読書活動を推進するうえで、特に小中学生にとって一番身近な学校図書館の活用が期待されますが、学校によって読書環境の整備、読書活動の取り組み状況は様々です。その格差を少しでも解消するため、市立図書館、学校図書館そしてボランティアの連携・協力が不可欠です。

市立図書館は、子どもの読書活動や学習活動を支援できる資源を持っています。現在市立図書館が行っている「団体貸出」や「特別貸出」を利用することで、子どもたちはたくさん本に出会い、調べ学習についてもより多くの資料を活用することができます。

他にも、市立図書館では小中学生に図書館への関心を持ってもらうため、図書館見学や職場体験を受け入れています。また、子ども向けの講座やお話し会などのイベントを開催し、学校図書館だけでなく、市立図書館にも親しみをもってもらい、より多く本に触れる機会を提供していくことが大切です。

また、市立図書館や学校図書館において読み聞かせやお話し会など、ボランティアの活躍が見られるため、今後もボランティアとの連携により、地域の力を活かしながら、子どもに親しみを与え、子どもの読書活動をより充実させることが必要となります。

① 団体貸出・特別貸出の利用促進

一斉読書などに使われる本として一定量の図書を学期ごとに学校へ貸し出す「団体貸出」やお話し会、調べ学習のための「特別貸出」の活用を促進します。それに伴い、市立図書館では、学校図書館に貸し出す資料の収集・整備に努め、また市立図書館の資料情報の提供を継続して行います。

② 市立図書館の活用

学校の校外授業や体験学習などの場として市立図書館を活用し、子どもたちに図書館に興味・関心を持たせ、読書意欲を高めます。また市立図書館では、図書館の利用案内の機会として捉え、学校図書館だけでなく、市立図書館にも子どもたちが来館し、多くの本に触れ、読書活動がより活発になるようさらに推進します。

③ ボランティアとの連携・協力の推進

ブックスタート、市立図書館や学校図書館における各種事業や、保育所や認定こども園、その他の施設においても、積極的にボランティアの能力を活用し、協力して子ども読書の推進に努めます。また、「子ども読書に関わるボランティア」の育成やレベルアップのための研修・交流を実施し、ボランティア活動をさらに推進します。

【基本方針Ⅲ】子ども読書活動に関する理解のための啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や必要性について、広報活動を行い、保護者や地域の「子ども読書活動」に対する理解と関心を深める必要があります。

このため、読書に関する事業の開催、優良な活動をしている団体の奨励、読書活動推進のための事業紹介等、広報活動の充実を図ります。また、この計画を推進するため、関係団体との連携を図り、効果的な啓発活動を継続して行います。

①読書に関する事業の開催

「子ども読書の日(4月23日)」を中心とした事業を実施し、市民へ情報提供をするとともに、各関係団体との連携イベントを開催するなど、効果的な啓発活動を行います。

②優良団体の奨励・表彰

特色ある優れた読書活動を行っている学校やボランティア団体等を広く紹介するとともに顕彰し、関係者の意欲を高め、活動の奨励・振興に取り組みます。

③読書活動推進のための事業の紹介

「広報いいづか」や図書館だより、学校図書館だより、ホームページなどによる情報提供に努めます。図書館の利用方法や催しの紹介、新刊紹介など、読書に関心を持たせ、図書館の積極的な活用を促します。

第4章 より良い計画推進のために

計画の具体的な取り組みについては、家庭・地域、保育所・認定こども園等、学校、図書館など、それぞれの場所で行われていますが、これらの取り組みを飯塚市として効果的に推進していくために飯塚市子ども読書活動推進計画策定に携わった各関係部署や子ども読書活動を推進する団体などと、子ども読書活動の進捗状況の把握や意見交換等を行うため、推進委員会を毎年開催します。この会議では次期計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めていきます。

【用語解説】

※1 ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの0歳児検診などで行われることが多い。

※2 読み聞かせ

子どもに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

※3 特別貸出

市立図書館では、調べ学習や総合学習等の教科にとらわれない学習活動等やお話し会等の行事運営、校内活動のため、図書館の資料を貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設、図書館ボランティア、行政機関等への団体貸出もある。

※4 学校読書調査

毎日新聞社が毎年、社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、全国の小学校4年生から高校生までを対象に行っている「学校読書調査」。

※5 学校司書

学校図書館の仕事を主として行っている事務職員。教員や司書教諭と連携しながら、教科に必要な資料を準備し、資料提供を行っている。直接子どもと接するため、子どもと本をつなぐ役割をも担っている。

※6 ブックトーク

テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、ほんの興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。

※7 読書週間

終戦まもない昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもと、出版社・取次会社、書店、公共図書館、新聞・放送のマスコミ機関も加わり11月17日から第1回「読書週間」が始まり、その反響がすばらしく、翌年の第2回からは期間を10月27日から11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、これが全国に広がったもの。

※8 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日「子ども読書の日」が設けられた。

※9 学校図書館図書標準

平成5年3月に文部省(当時)が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

※10 読書スタンプラリー

子どもたちに読書及び図書館利用のきっかけづくりとして、「どくしょカード」を配布し、実施期間中に本を借りると、1冊につきスタンプ1個がもらえ、30個でカードが完成(完走)となり、完走者にはメダルなどの景品を贈るもの。

※11 団体貸出

市立図書館では、学校図書館で所蔵する資料の補完的役割を果たすため、1回につき300冊まで1学期間貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設への団体貸出もある。

※12 学校貸出図書セット

福岡県立図書館が、学校における読書活動の推進を図るため、あらかじめ設定したテーマ毎に図書を選び、クラス単位で活用できるようにセット(1セット40冊)にして、学校に貸出す事業のセット。

※13 調べ学習

子どもの生きる力を養うために、現在の学校教育で行われている、学習方法。あるテーマについて図書や、雑誌・新聞、インターネット情報等の資料から、必要な情報を引き出し、活用する学習のスタイル。

※14 いいづか生涯学習ボランティアネットワーク事業

飯塚市が行なっているそれぞれの知識・知恵や特技を生かした登録制のボランティア派遣事業。読み聞かせや朗読のボランティアとしての登録者もあり、学校や公民館、地域活動などで活躍している。

※15 ストーリーテリング

語り手が、話を覚えて本を見ずに語ること。「素話」、「おはなし」などとも言われる。

※16 レファレンスサービス

何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助する、または、情報・文献の紹介・提供をすること。

※17 選書

図書館が受入れる図書その他の資料を選定すること。すでに所蔵している蔵書全体とのバランス、利用頻度、利用パターン等、館の独自性をも考慮に入れた一定の方針に基づいて行うこと。司書が専門知識を生かして構成していくもの。

※18 ヤングアダルト(YA)

おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して、公共図書館が使用している言葉。

※19 インターンシップ

在学中の学生が企業などの職場で、自分の選考学科や将来の進路に関する就業体験を一定期間行い、体験を積むこと。

※20 母語

幼時に母親などから自然な状態で習得する言語。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊か

な人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

資料編（関連法令）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵（かん）養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵（かん）養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵（かん）養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてそ

の文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料編(アンケート調査)

小・中学校児童・生徒調査

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、子ども読書活動推進計画の策定に資することを目的とし、小・中学校児童・生徒の読書活動の現状を把握するため、「読書に関する調査」を実施しました。

2 調査対象者(平成20年実施校)

- ①市立小学校22校中10校の4年生～6年生の児童
- ②市内中学校10校中6校の全学年の生徒

3 調査方法

調査の対象とする市内の小中学校に依頼し、アンケート配布・回収を行なってもらった。

4 調査期間

平成28年1月

II 標本構成

①小学校調査対象児童(調査対象学校数10校)

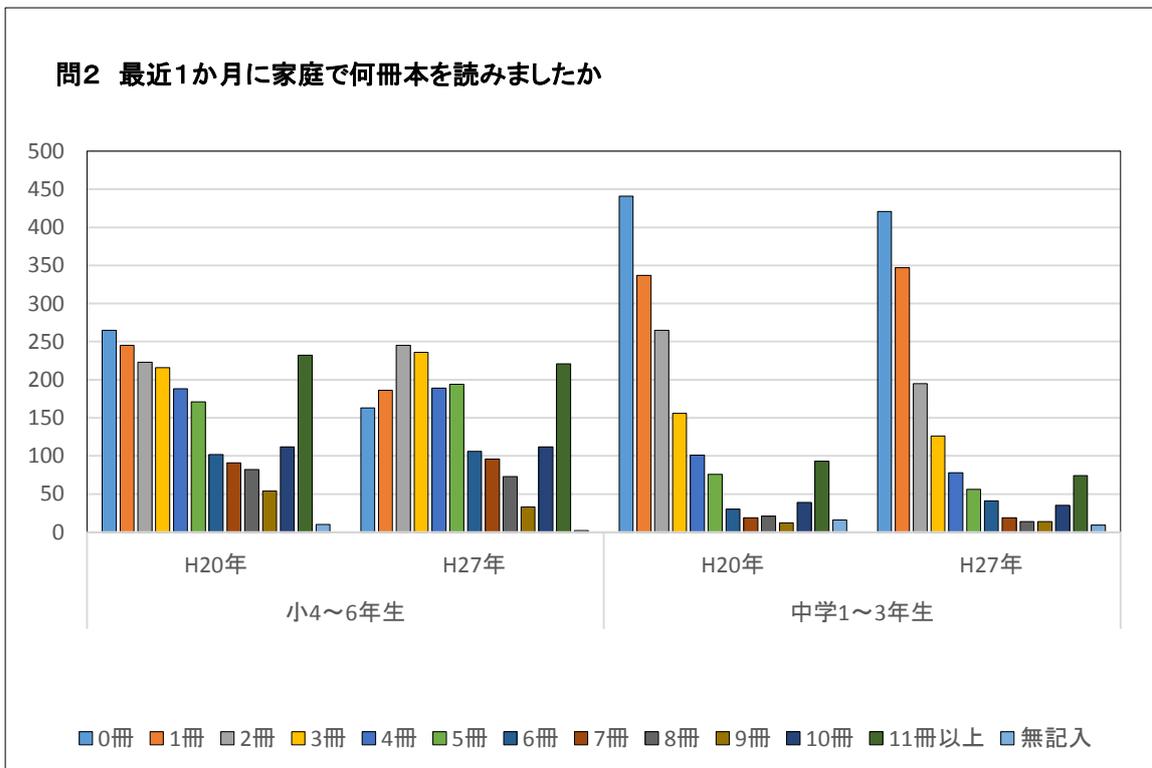
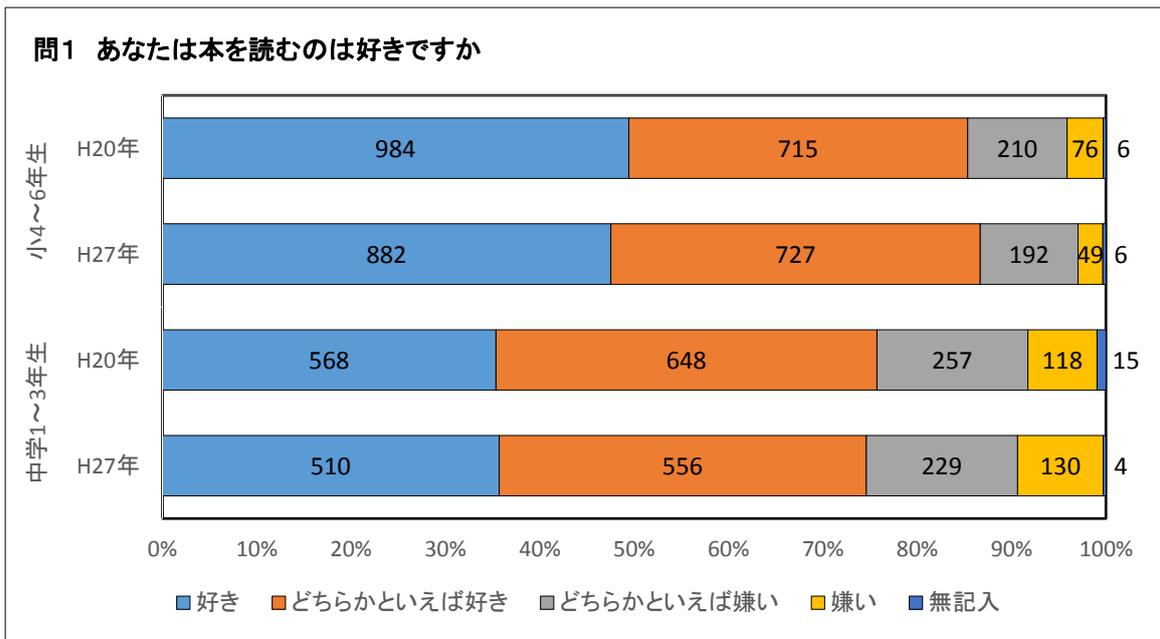
| | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計 |
|----|------|------|------|-------|
| 前回 | 663人 | 699人 | 626人 | 1988人 |
| 今回 | 643人 | 606人 | 615人 | 1864人 |

②中学校調査対象生徒(調査対象学校数6校)

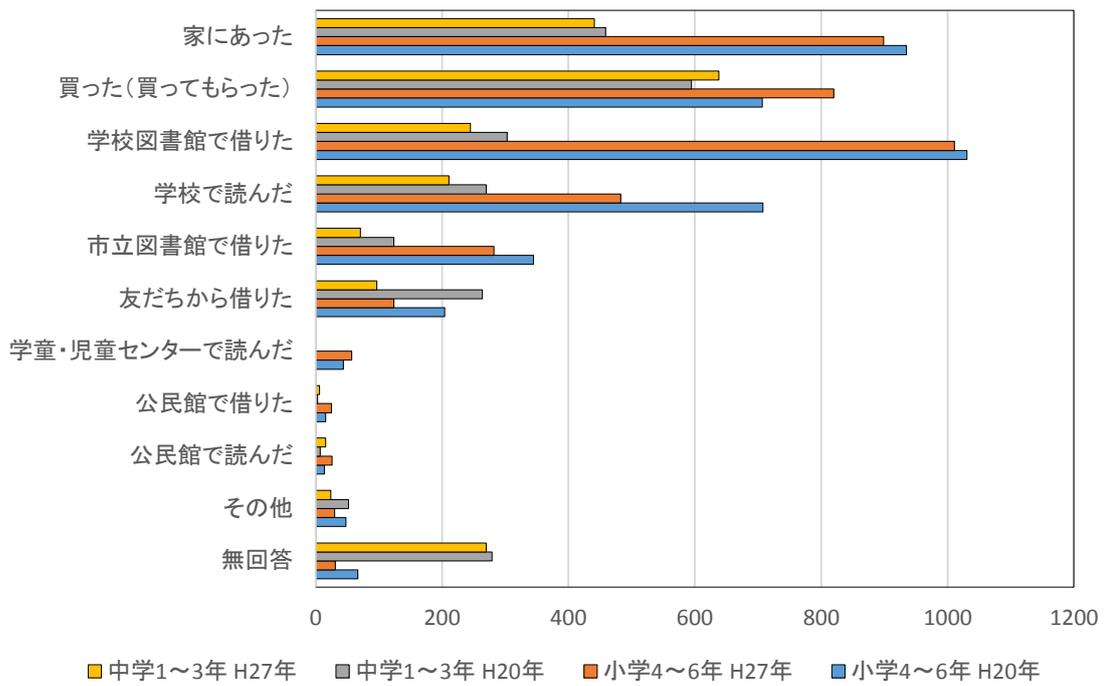
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 合計 |
|----|------|------|------|-------|
| 前回 | 533人 | 542人 | 517人 | 1592人 |
| 今回 | 469人 | 459人 | 528人 | 1456人 |

資料編(アンケート調査)

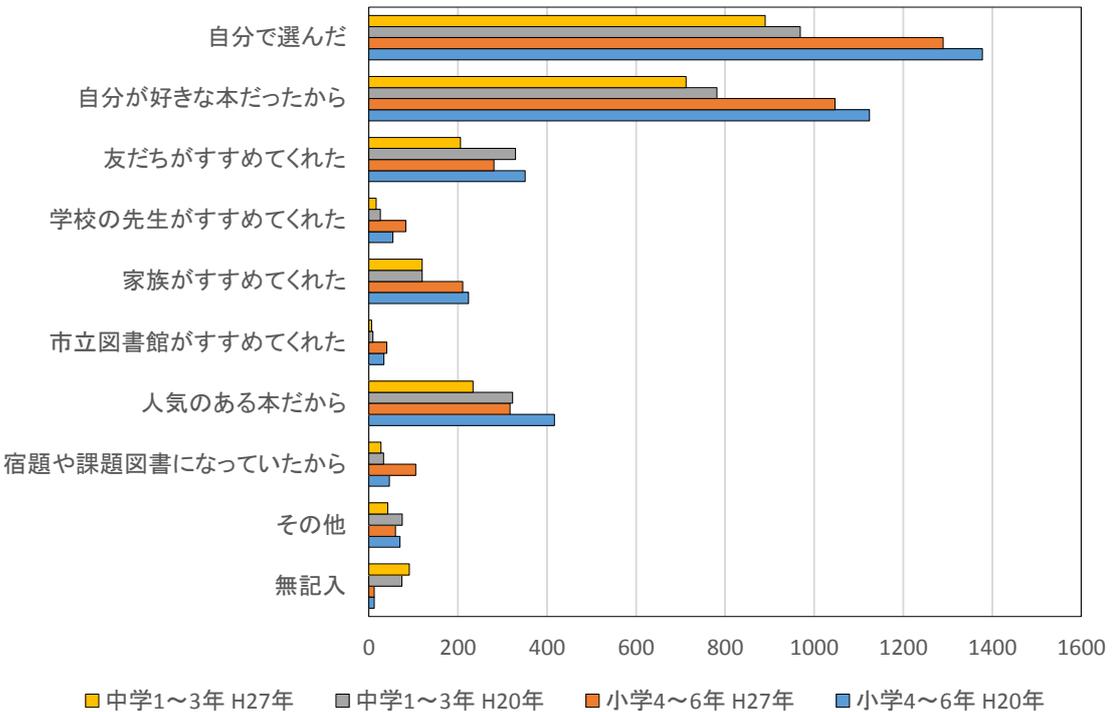
Ⅲ 子ども読書活動に関する意識

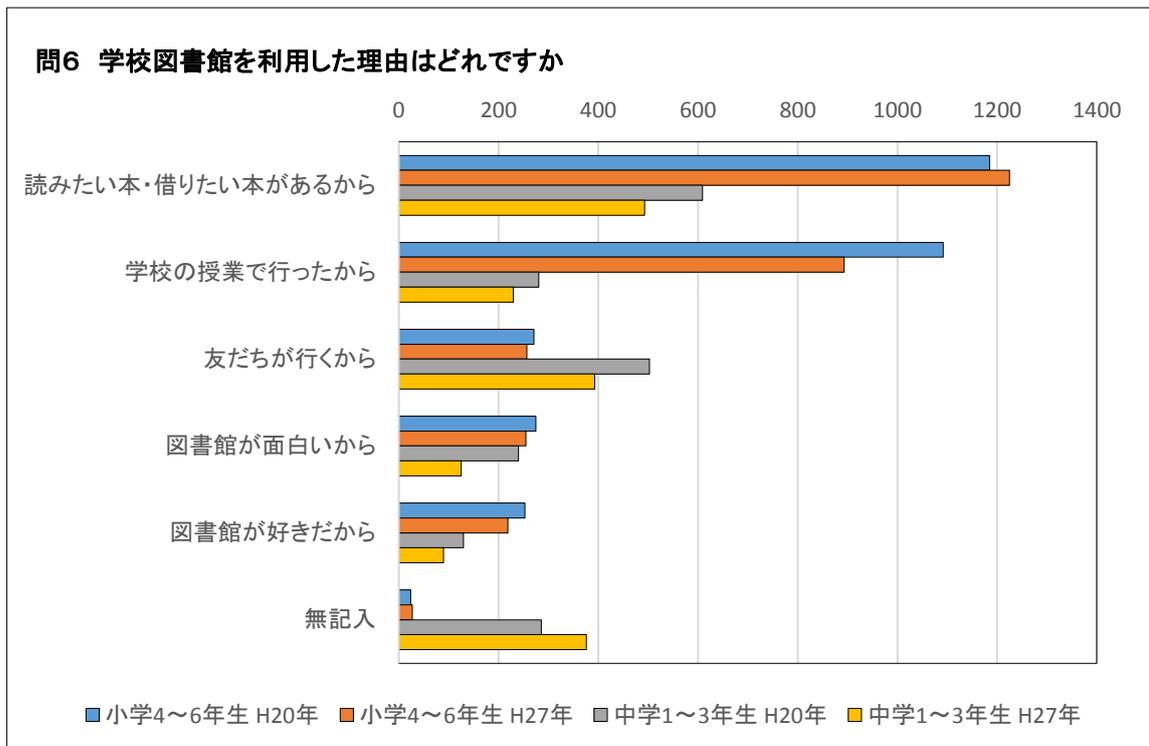
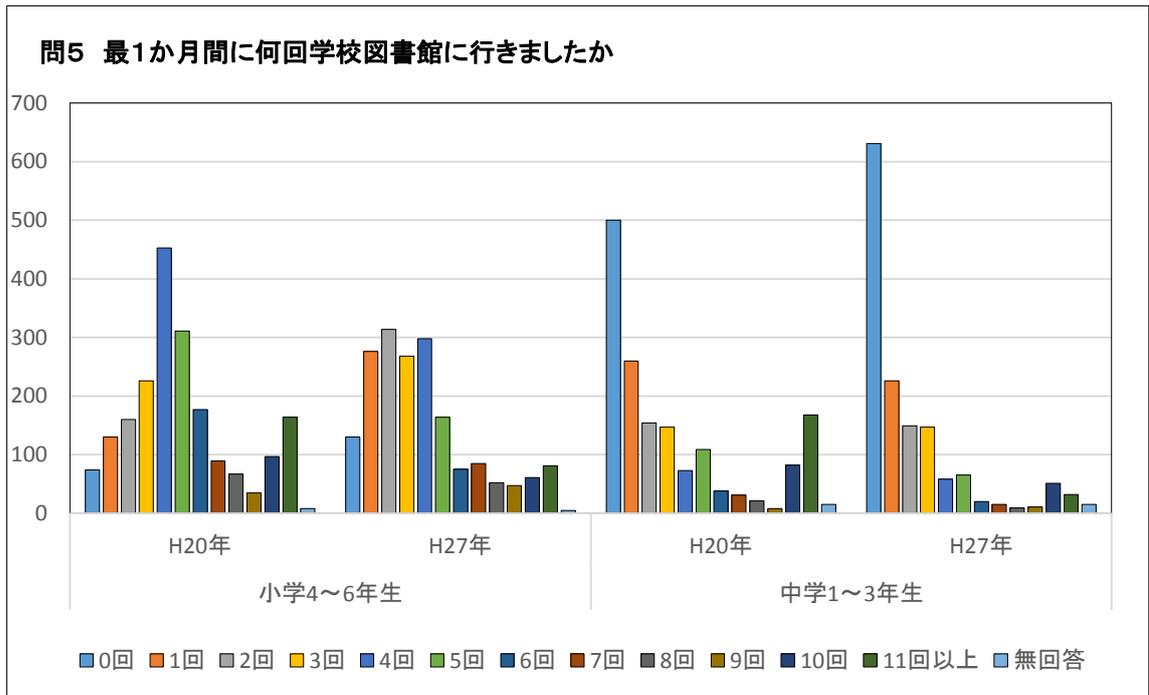


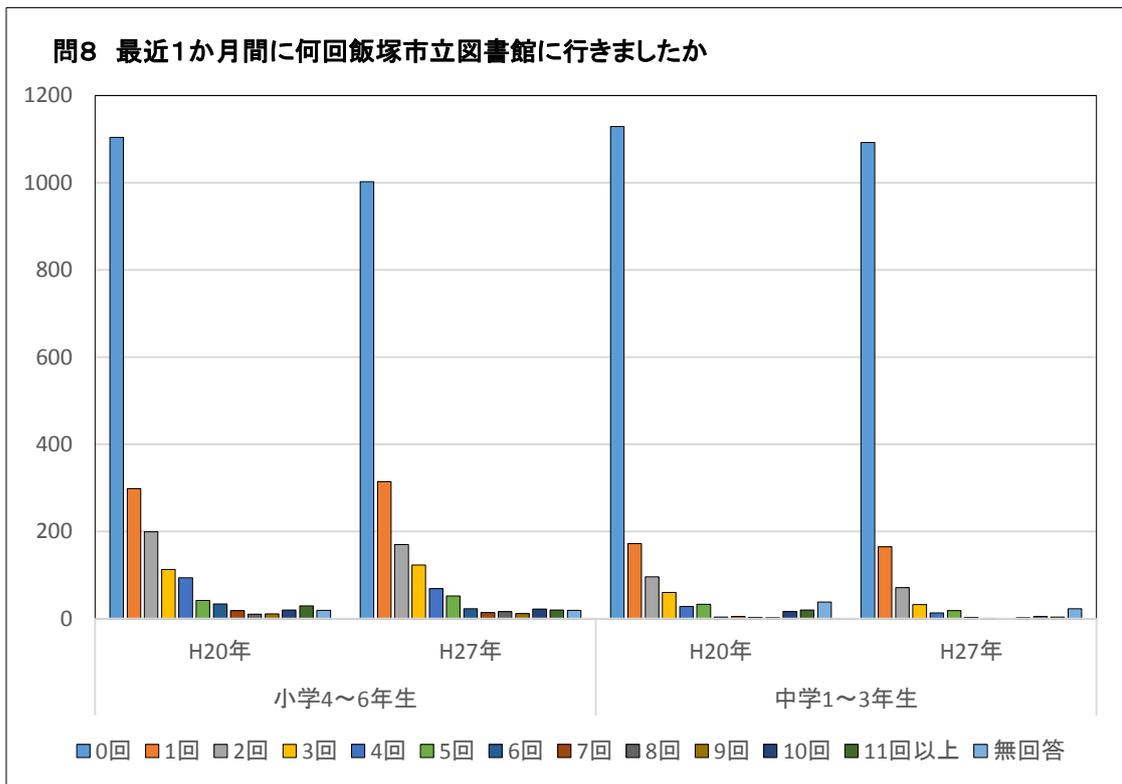
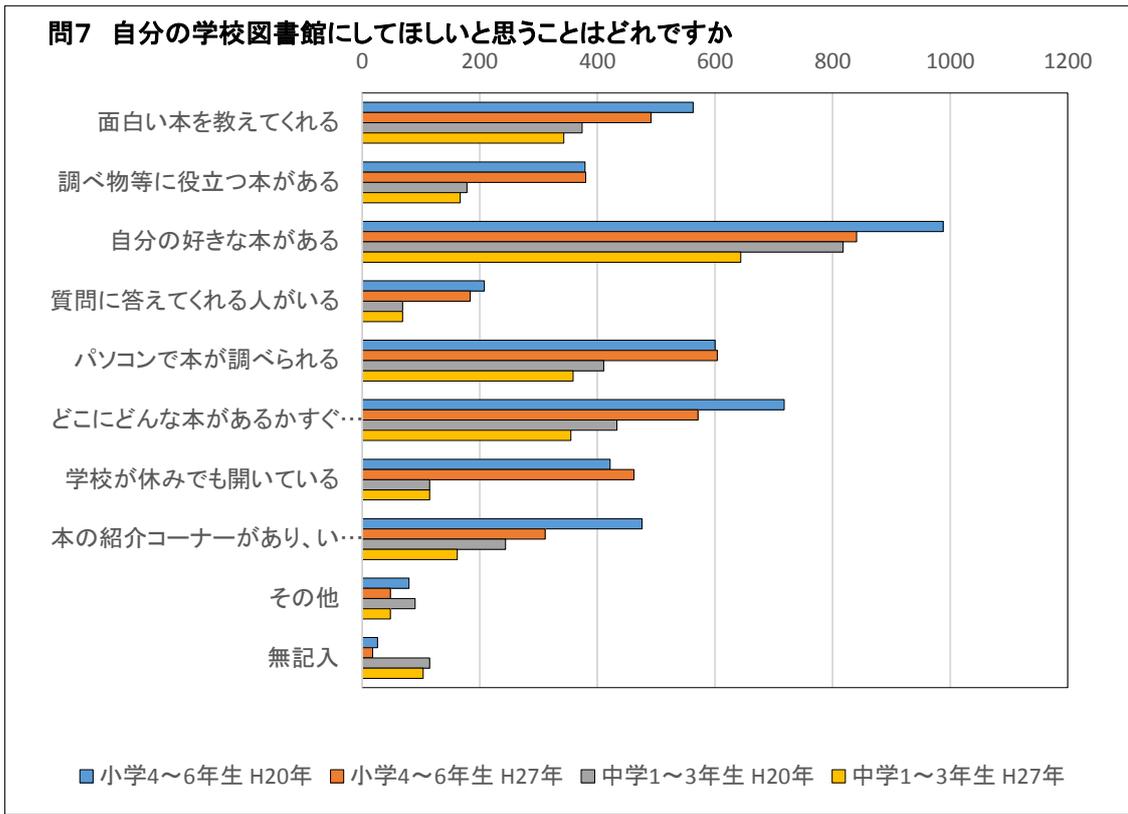
問3 最近1か月に読んだ本はどこにあった本ですか

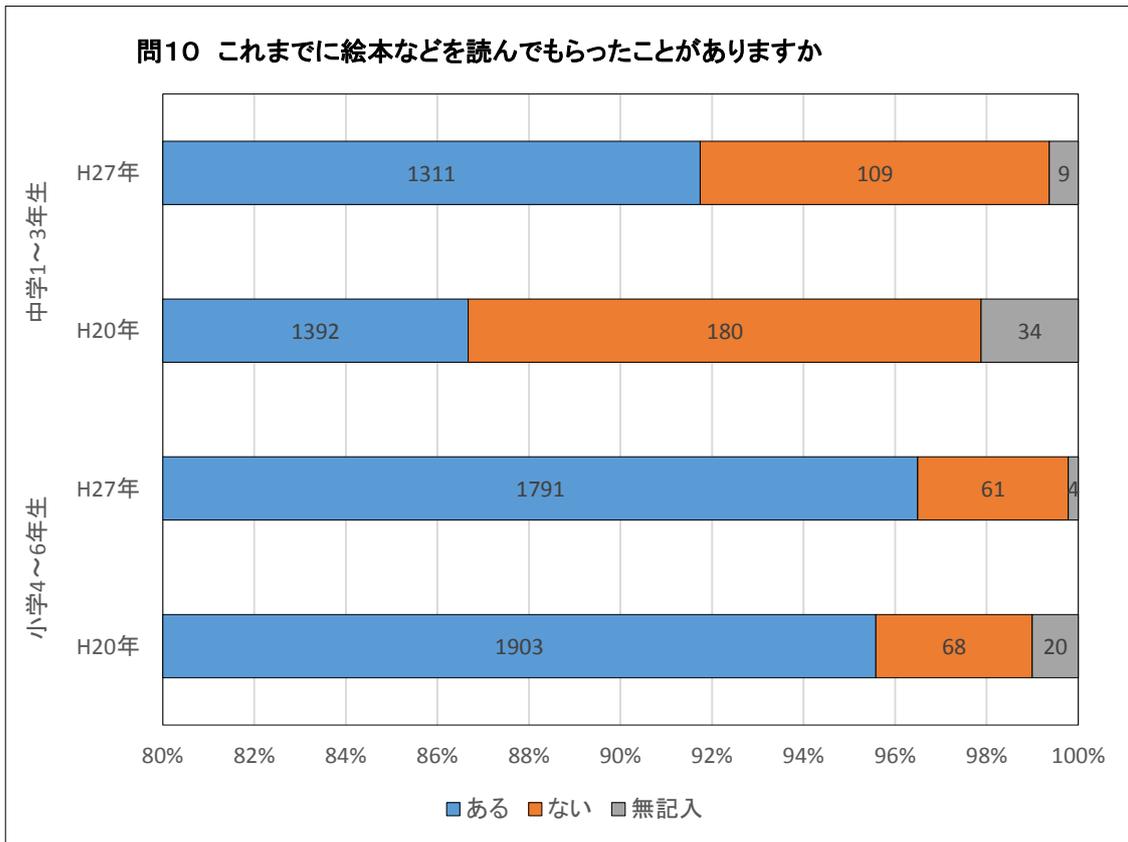
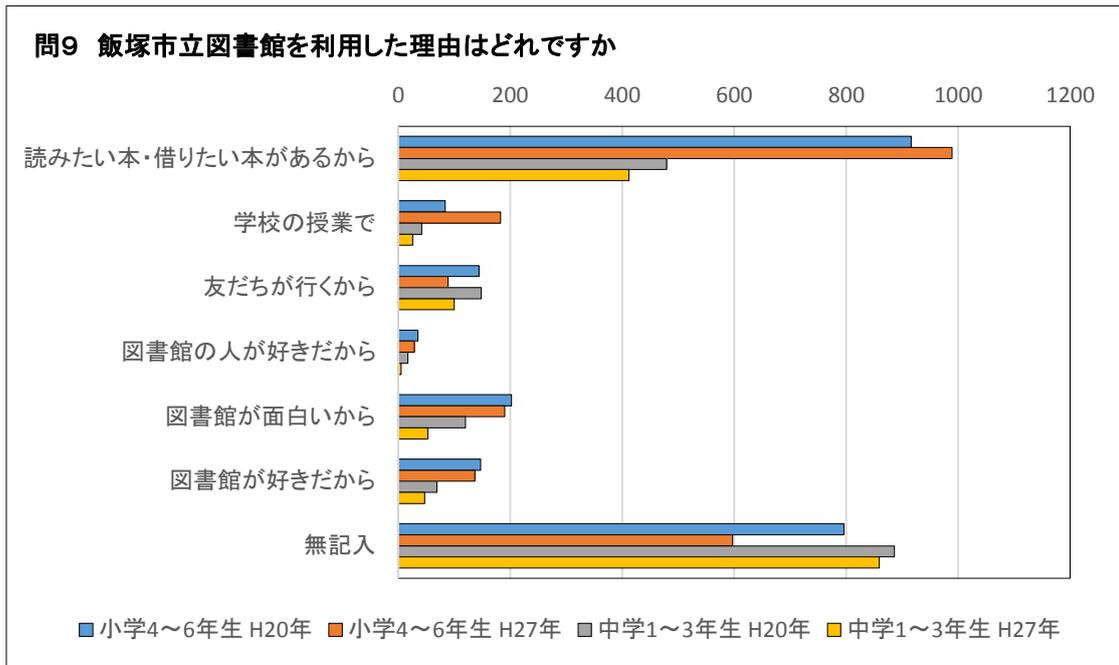


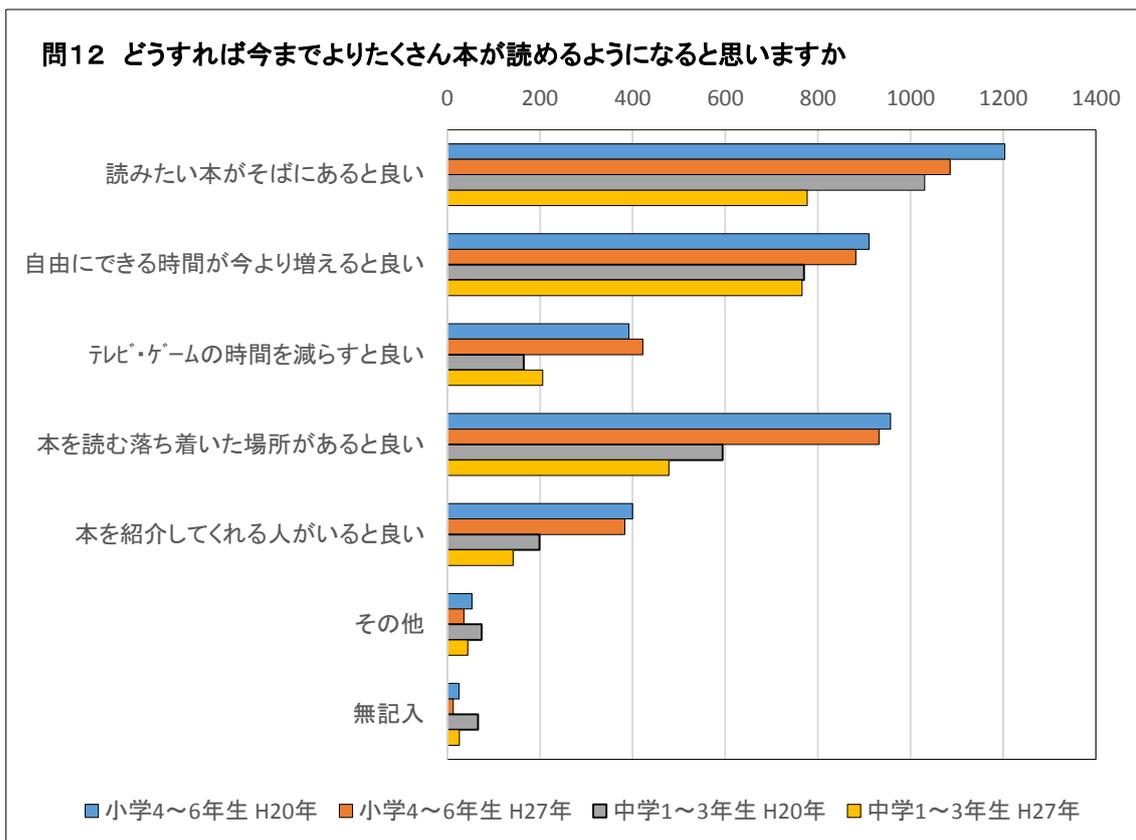
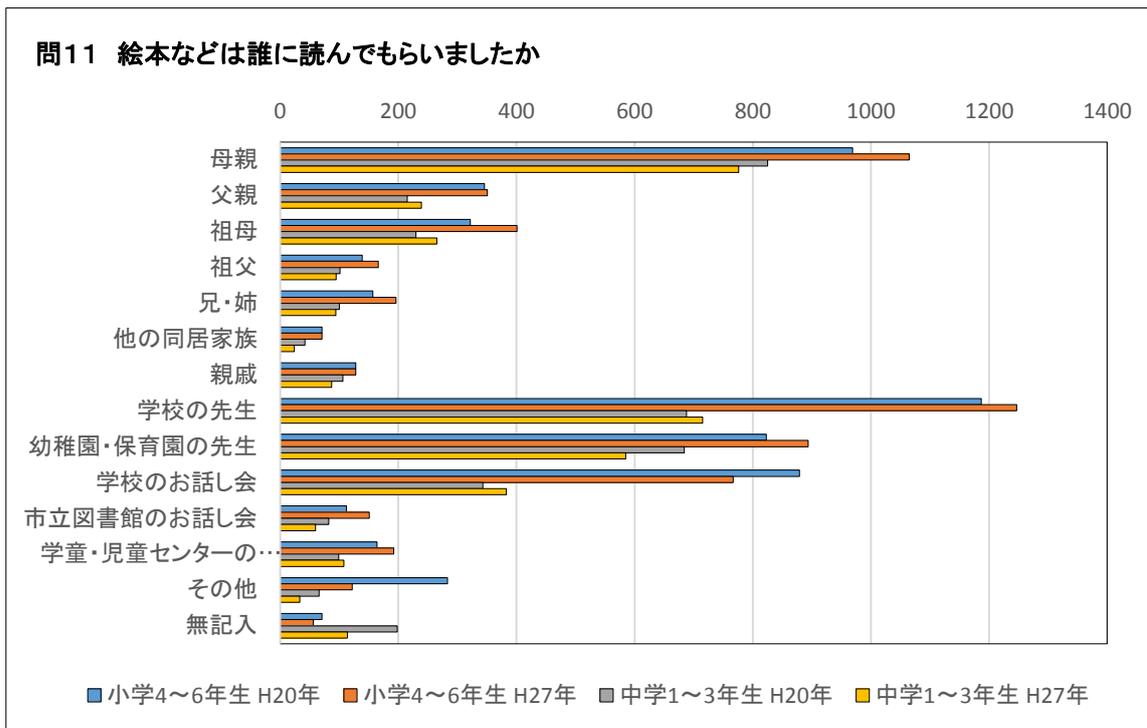
問4 自分が読む本をどのように選んでいますか











資料編

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成18年飯塚市条例第21号）第3条の規定に基づき、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 飯塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、子どもの読書活動に関する学識経験を有する者及び各種団体並びに行政関係者から、飯塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解嘱され、又は解任されたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

| 選出区分 | 所 属 | 氏 名 | |
|----------|-----------------------|---------|------|
| 学識経験者 | 図書館運営協議会委員 | 白 瀧 登美子 | 委員長 |
| | ブックスタートボランティア | 高 田 由 美 | |
| | 図書館ボランティア | 白 石 由 里 | |
| 社会教育関係者 | 福岡県筑豊教育事務所社会教育室社会教育主事 | 嘉 村 ゆかり | |
| 飯塚市行政関係者 | 子育て支援課長 | 鈴 木 夏 實 | 副委員長 |
| | 学校教育課長 | 山 本 健 志 | |
| | 教育総務課長 | 大 庭 義 則 | |
| | 生涯学習課長 | 大 庭 隆 弘 | |

*事務局:教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習・図書係

飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯

| 月 日 | 内 容 |
|--|---|
| 平成 28 年 8 月 25 日 | 平成 28 年度第 1 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画策定について |
| 平成 28 年 11 月 21 日 | 平成 28 年度第 2 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画策定について |
| 平成 29 年 1 月 4 日～ 平成 29 年 1 月 24 日まで | 飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）（素案）の市民意見募集 |
| 平成 29 年 2 月 22 日 | 平成 28 年度第 3 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）（素案）について |
| 平成 29 年 3 月 | 子ども読書活動推進計画 策定 |

